

まなびの森活動報告

作成 2013. 06. 23

岡島 俊雄

1. 開催場所 : まなびの森
2. 開催日 : 2013. 06. 23 (日) 曇り
3. 参加者 会員 : 瀧口、瀧口 (あ)、松永、蒲田、舘、上林、浅沼、長谷川、伊達、岡島
会員外 : みえぎん森林倶楽部 4 名

内容

- 1) みえぎん森林倶楽部の 4 名は間伐材の仕分けを手伝ってもらった後、飛び木 (飛び石のかわり玉切り丸太を埋めたもの) の遊び場を作った。
 - * 埋め込んだ、飛び木の上面をチェーンソーで水平にカットするのは、長谷川さんが引き受け、後日、チェーンソーの練習を兼ねて挑戦です。
- 2) 会員は分散して、下記作業を行った。
 - ① 草刈
 - ② 御在所頂上向け土止め用間伐材 50 本と納屋センター車止め用間伐材 30 本を集材置き場より選別して仕分け。
 - ③ カスタネット及びバードコールの製作
 - ④ リョウブの芽出し苗、移植



草刈



間伐材の仕分け



カスタネット、バードコール製作



飛び木の遊び場で集合写真

3) 午後は定例会を行った

出席者 瀧口、瀧口（あ）、蒲田、松永、桜井、高崎、舘、上林、浅沼、長谷川、岡島
内容

① 外部からの見学、体験等の要望に対する、会としての基本的な対応を明確にする

- ア) 各月の活動予定表に活動の中で、見学、体験の受け入れ可能な日を明記する。
但しチェーンソーを使用する活動とチェーンソーを使用しない活動を各1日程度とする
- イ) 見学、体験等については、原則有償で受け入れる物とし、金額区分は下記とする
但しチェーンソーを使用した体験は、「まちのきこり人育成講座」受講中又は修了者
以外は受け入れない物とする。

* 金額

- a) チェーンソー使用の活動 ¥2000 円
- b) チェーンソーを使用しない活動 ¥1000 円
- c) 賛助会員は何れも、1 / 2 とする

② フォレストサウンド（もりのひびき）について

本件は、森林環境教育を行う上で会として、統一したマニュアルを作成することを目指します。
目次と体験プログラムシートを事務局より、メール送信しますので、各自が、各目次及びステップを選択して、プログラムシートを各自1点以上を作成して、完成した物から順次、事務局に提出してください。

③ 森林施業、環境教育等委託申込書について

従来、口頭、TEL 等による申し込みを請けて、具体化しているケースが多かったので、申し込みの段階から、書面化する必要を感じ、添付原案を提示して検討を要請。

④ フォーラムについて

- ア) 参加者 78 名で打ち切り
- イ) 会費は、パネリスト以外は全て徴収する。
- ウ) 弁当は 80 個準備し、テーブルへの配置は会員が行う
但し、空カースは弁当屋さん（又は高崎さん）が回収するものとする。
- エ) 当日、会員は出来る限りカメラを持参して、可能な限り撮影すること。
- オ) ワールドカフェについて
 - a) テーブルメンバーと配置は、プロジェクターに表示し、シートは配布しない。
尚、ネームカードに、テーブル番号を明記してある。
 - b) 各テーブルには、パネリスト1名と会員2名は必ず配置し、会員の中でグリーンのシートで表示されている人がホスト役とする。
* テーブルにおける、会員の役割と気配り付いては、上林さんがシナリオとマニュアルを作成してメールにて、会員宛に送信する。
 - c) 各テーブルでの個別自己紹介は廃止して（時間節約）、発言時に簡潔に紹介することとする。
 - d) 第2ステップの移動については、フリーでテーブルを選択する事とする。
但しパネリストと、会員は移動しない。

⑤ 多度公民館に於ける環境教育について

受注後は、会の環境教育担当に任せてよいか？（桜井理事）

* 現状、適材適所のは位置では無い面もあり又、大石会員が病氣療養中でも有るので、折衝の経緯も考えて、桜井理事が中心となり、上林担当と組んで御願いしたい。（瀧口会長）

⑥ 事務所建設の検討状況について

事務所建設の目標用件として

地区用件・・・・・・菰野地区（会員分布の中間点）

敷地用件・・・・・・600㎡程度の建物の建設又は借用と、向井及びまなびの森の器材保管が出来る保管庫の設置が可能で、10台以上の駐車が可能なスペース

費用用件・・・・・・建物付きの借用費で ￥50,000 円/月

＊敷地のみの場合は、それに見合う金額

上記用件にて、種々検討してきましたが、建物付きの場合は、中仲見合う物件が無く、借地の案件で、希望が持てそうな、下記2件を検討しましたが、用件が満足できずに断念しましたので、各会員ともアンテナを上げて、情報を収集してください。

ア) 奥田家の別荘地

市街化調整区域になっている為、建物の建設は不可能な為、断念。

イ) 南条家の別荘地

市街化調整区域には該当していませんが、国定公園内の為、道路から5m以内には建物を建てては成らないとの制約があり、敷地の構成上有効な建物が建てられない為、断念。

以上